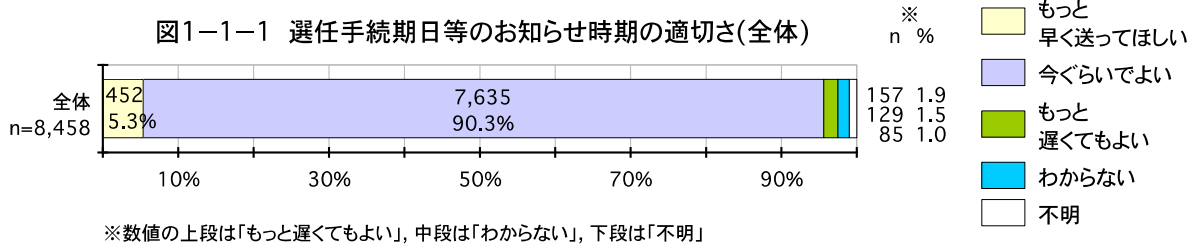


調査結果の詳細

1. 裁判員に対するアンケート結果

(1) 選任手続期日等のお知らせ時期の適切さ

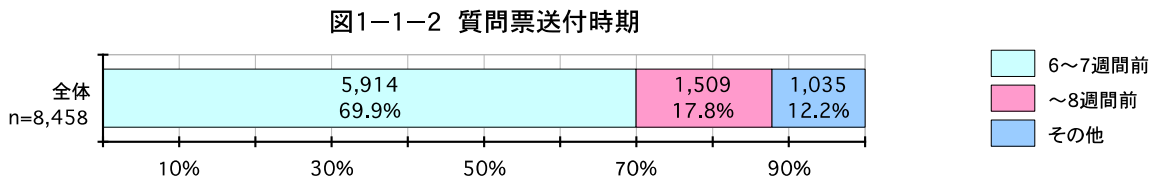
問1 裁判所にお越しいただくに当たっての日程調整の観点から、日程をお知らせした時期について、どのように思われましたか。



「今ぐらいでよい」とする回答が90.3%を占めている。他方、「もっと早く送ってほしい」とする回答は5.3%、「もっと遅くてもよい」とする回答は1.9%である。

なお、「もっと早く送ってほしい」または「もっと遅くてもよい」と回答した対象者には、実際に受け取った日より何週間前または後が適切か記入してもらった。その具体的回答から算出される「希望送付時期」と、「今ぐらいでよい」と答えた人の実際の「質問票送付時期」から、参考として希望送付時期に関する平均値を算出したところ、6.62週間という結果となった。

注：質問票送付時期と実際に対象者が受け取った日は数日のタイムラグが生じるが、送付時期 = 受領時期とみなして計算した。なお、「質問票送付時期」の分布は下図のとおり。



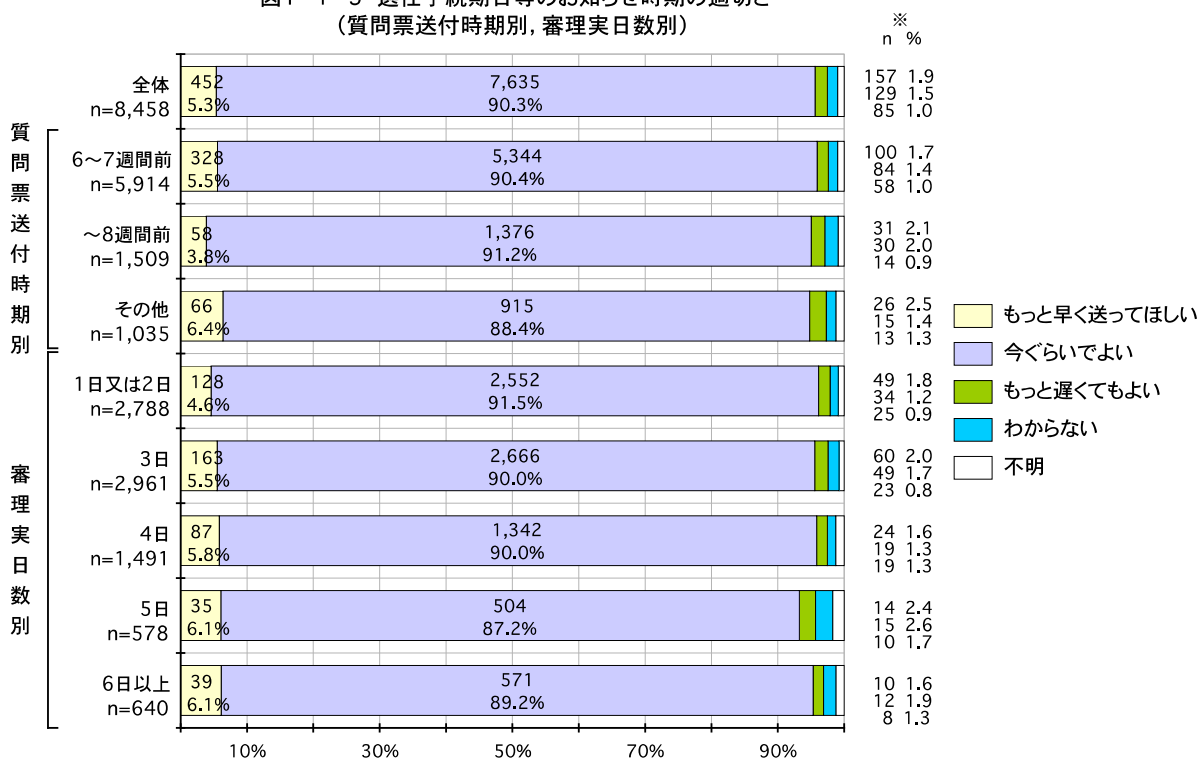
「6週間～7週間前」が69.9%で最も多く、以下「～8週間前」(17.8%)、「その他」(12.2%)となっている。

平均値の計算にあたっては、送付時期が「6週間～7週間前」の場合は“6”、「～8週間前」の場合は“8”、「その他」の場合は実際の記載値をそれぞれ代入している。

選任手続期日等のお知らせ時期の適切さを質問票送付時期別，審理実日数別でみたのが，図1・1・3である。質問票送付時期別，審理実日数別でみると，どの層でも「今ぐらいでよい」との回答が90%ほどとなっている。

なお，審理実日数別での希望送付時期の平均値は，1日又は2日で6.59週間前，3日で6.64週間前，4日で6.64週間前，5日で6.59週間前，6日以上で6.59週間前であった。

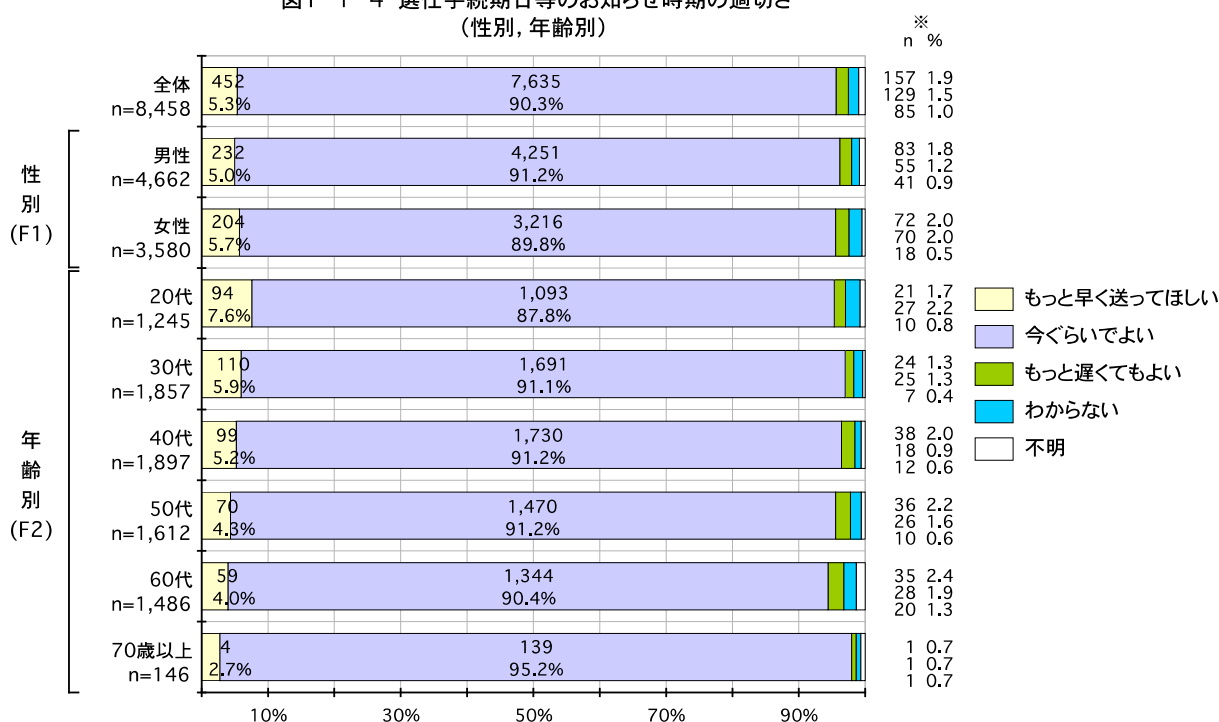
図1-1-3 選任手続期日等のお知らせ時期の適切さ
(質問票送付時期別，審理実日数別)



※数値の上段は「もっと遅くてもよい」，中段は「わからない」，下段は「不明」

選任手続期日等のお知らせ時期の適切さを性別，年齢別でみたのが，図1・1・4である。性別でみると，男女間で大きな差はみられない。

図1-1-4 選任手続期日等のお知らせ時期の適切さ
(性別，年齢別)

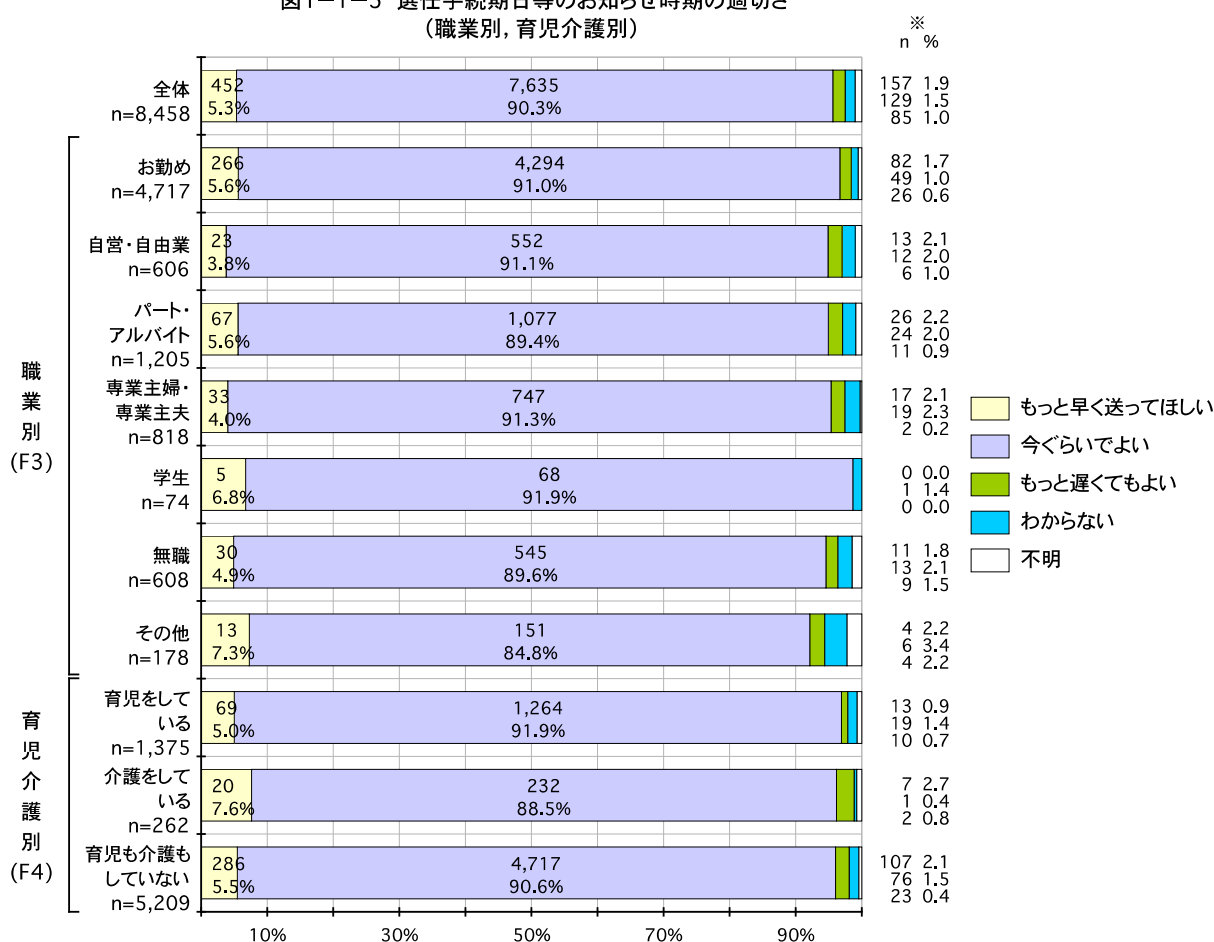


※数値の上段は「もっと遅くてもよい」，中段は「わからない」，下段は「不明」

選任手続期日等のお知らせ時期の適切さを職業別、育児介護別でみたのが、図1・1・5である。職業別でみると、お勤めの層の5.6%、自営・自由業の層の3.8%、パート・アルバイトの層の5.6%が「もっと早く送ってほしい」と回答している。

育児介護別では、介護をしている層で「もっと早く送ってほしい」との回答が7.6%と他の層よりも高くなっている。

図1-1-5 選任手続期日等のお知らせ時期の適切さ
(職業別、育児介護別)



※数値の上段は「もっと遅くてもよい」、中段は「わからない」、下段は「不明」

(2) 裁判員等選任手続について (問 2)

裁判員等選任手続に関して、() 質問手続中の手続の進め方・受けた質問について、() 質問手続中の待ち時間について、の2つに分け自由な意見を記載してもらった。

なお、記述内容は項目別に大きく分け、複数の項目にわたる記載を含む回答については、当該複数の項目に分類した。

() 質問手続中の手続の進め方、受けた質問についてなど

全8,458名中、回答があったのは3,906名である。

特に項目を特定することなく、全般的に問題がなかったとするものが最も多く、説明がわかりやすかった、進行の手順が適切だったなどとするものがこれに続いている。

具体的な記載については、資料編の自由記載分類・整理表(139頁)に主な記載例を掲載したので、そちらを参照されたい。

() 質問手続中の待ち時間についてなど

全8,458名中、回答があったのは3,753名である。

所要時間の長さについて「適切だった」などとするものが最も多く、項目を明示することなく適切だったなどとするものがこれに続いている。

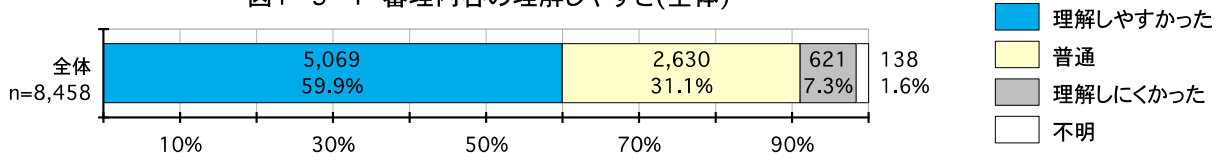
具体的な記載については、資料編の自由記載分類・整理表(142頁)に主な記載例を掲載したので、そちらを参照されたい。

(3) 審理について

() 審理内容の理解しやすさ

問3 審理していた内容は理解しやすかったですか。

図1-3-1 審理内容の理解しやすさ(全体)



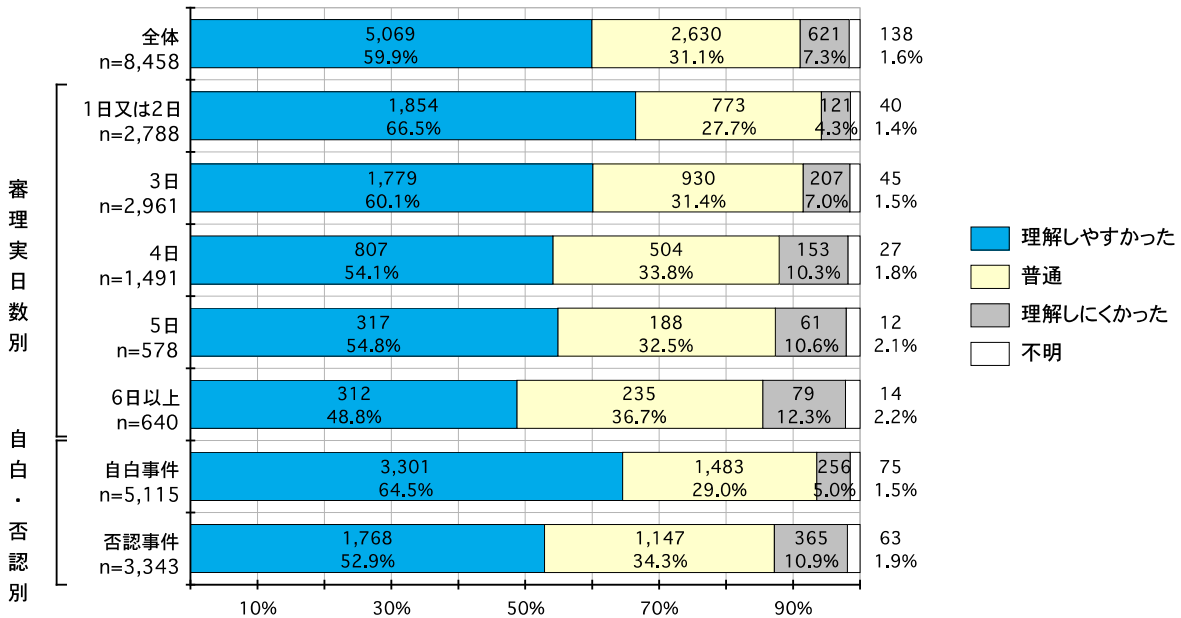
「理解しやすかった」とする回答は 59.9%であり(「普通」とあわせて 91.0%),「理解しにくかった」とする回答は 7.3%である。

審理内容の理解しやすさを審理実日数別, 自白・否認別で見たのが, 図1-3-2である。

「理解しやすかった」と回答した割合は, 審理実日数が1日又は2日の場合, 66.5%であるのに対し, 審理実日数が6日以上の場合, 48.8%となっている。

自白・否認別では, 「理解しやすかった」との回答が, 自白事件において 64.5%であるのに対し, 否認事件においては 52.9%である。

図1-3-2 審理内容の理解しやすさ
(審理実日数別, 自白・否認別)

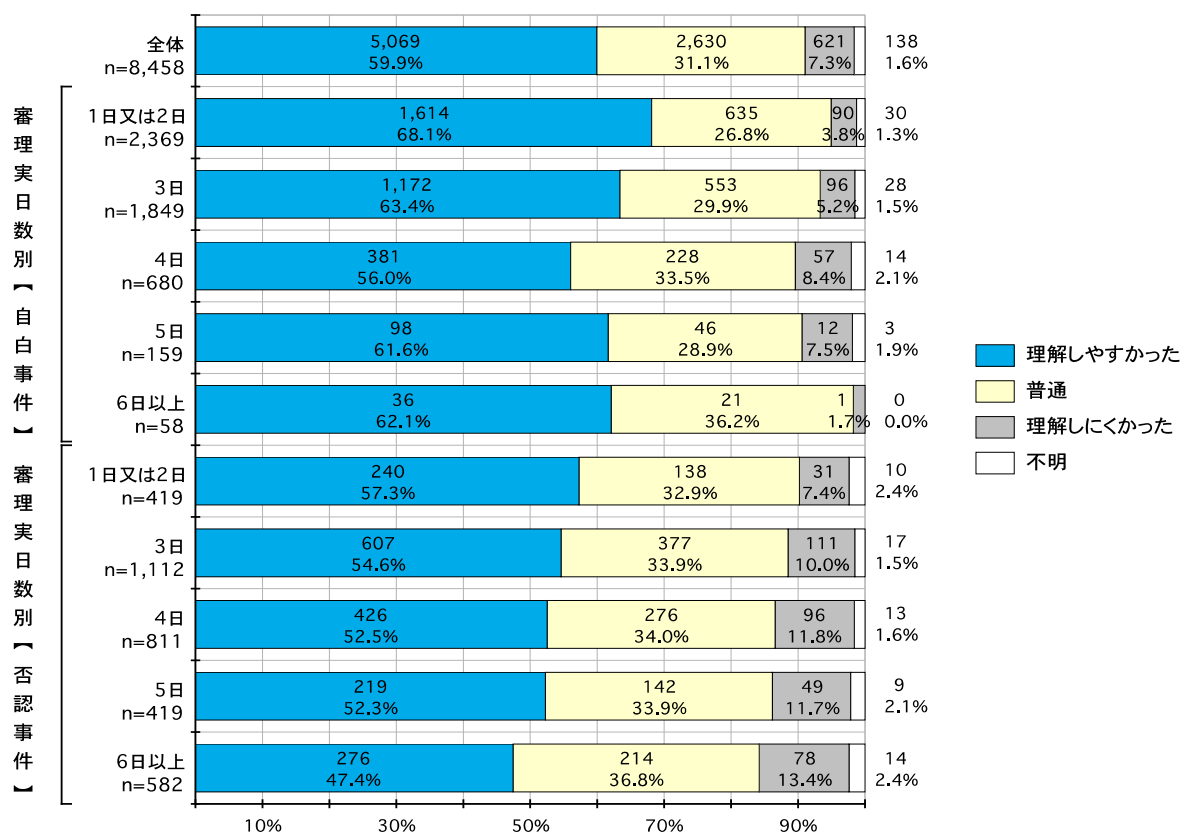


審理内容の理解しやすさについて、審理実日数別をさらに自白・否認別で区分したのが、図1-3-3である。

自白事件において、「理解しやすかった」と回答した割合は、審理実日数が1日又は2日の場合に68.1%と最も高く、審理実日数が4日の場合に56.0%と最も低くなっている。

否認事件において、「理解しやすかった」と回答した割合は、審理実日数が1日又は2日の場合、57.3%であり、審理実日数が長くなるにつれて、その割合は低くなる傾向がみられる。

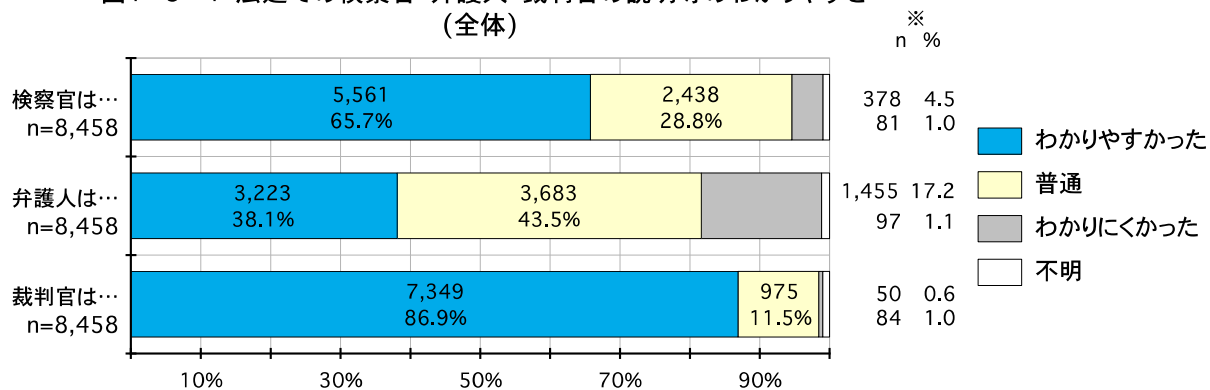
図1-3-3 審理内容の理解しやすさ
(審理実日数別【自白・否認別】)



() 法廷での検察官，弁護士，裁判官の説明等のわかりやすさ

問4 検察官，弁護士，裁判官の法廷での説明等はわかりやすかったですか。検察官，弁護士，裁判官それぞれについて，お答えください。

図1-3-4 法廷での検察官・弁護士・裁判官の説明等のわかりやすさ (全体)



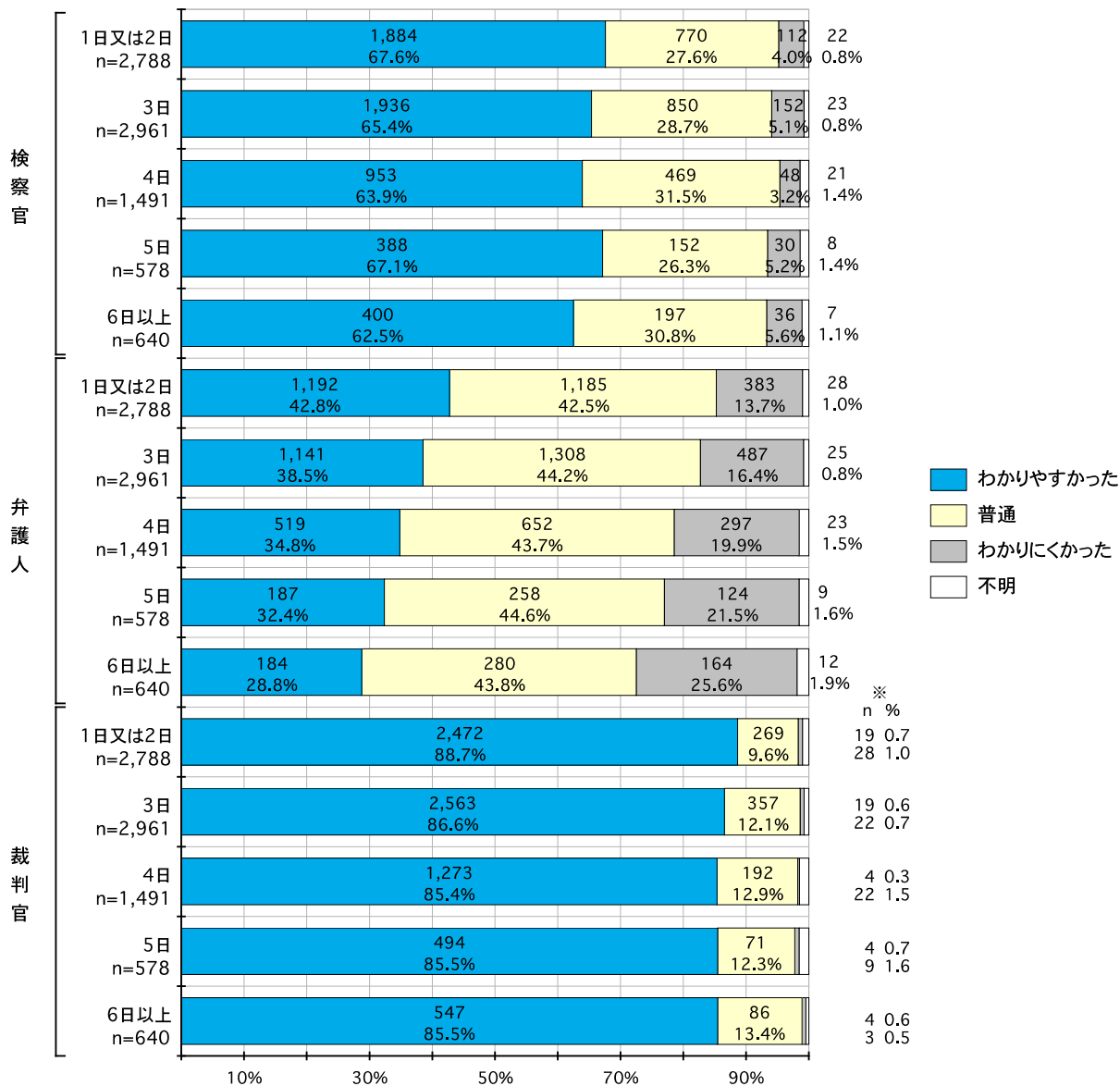
※数値の上段は「わかりにくかった」, 下段は「不明」

検察官，弁護士，裁判官の法廷での説明等について，「わかりやすかった」または「普通」と回答した者の割合は，検察官が94.5%，弁護士が81.6%，裁判官が98.4%である。

法廷での検察官・弁護人・裁判官の説明等のわかりやすさを審理実日数別でみたのが、図1-3-5である。

弁護人については審理実日数が長いほど「わかりやすかった」と回答した者の割合は低くなっているが、検察官及び裁判官については審理実日数の長短による顕著な違いはみとれない。

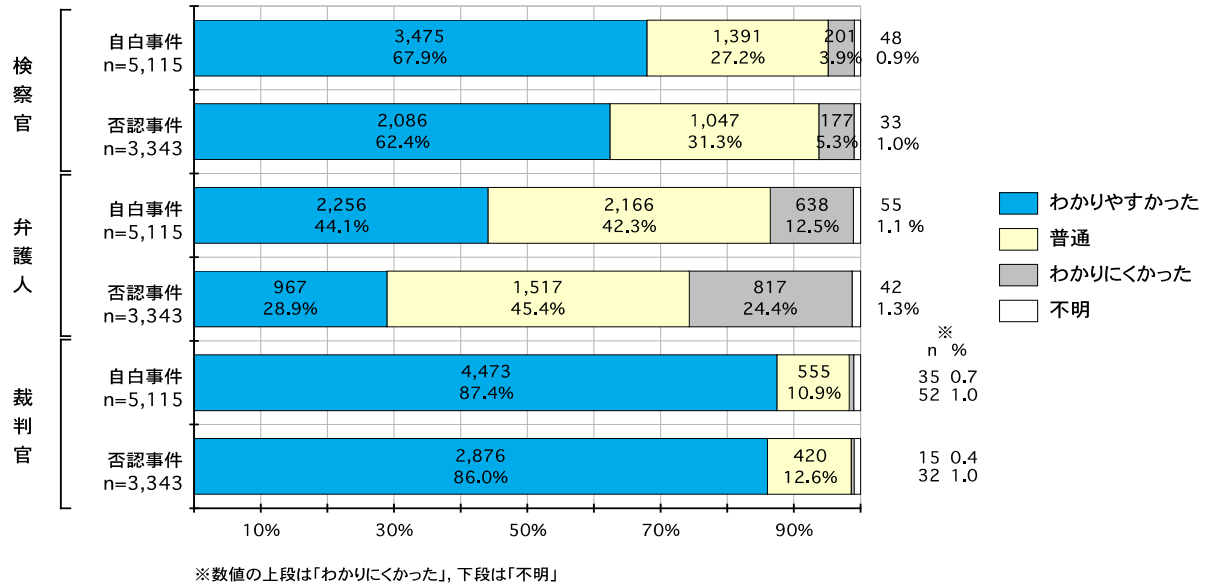
図1-3-5 法廷での検察官・弁護人・裁判官の説明等のわかりやすさ
(審理実日数別)



※数値の上段は「わかりにくかった」、下段は「不明」

法廷での検察官・弁護人・裁判官の説明等のわかりやすさを自白・否認別で区分したのが、図1-3-6である。三者とも否認事件よりも自白事件のほうが「わかりやすかった」と回答した者の割合が高い。

図1-3-6 法廷での検察官・弁護人・裁判官の説明等のわかりやすさ (自白・否認別)



法廷での検察官・弁護人・裁判官の説明等のわかりやすさを審理内容理解別でみたのが、図1-3-7-1から図1-3-7-3である。三者とも審理内容が「理解しやすかった」と回答した層が他の層よりも「わかりやすかった」と回答した者の割合が高い。

図1-3-7-1 法廷での検察官の説明等のわかりやすさ (審理内容理解別)

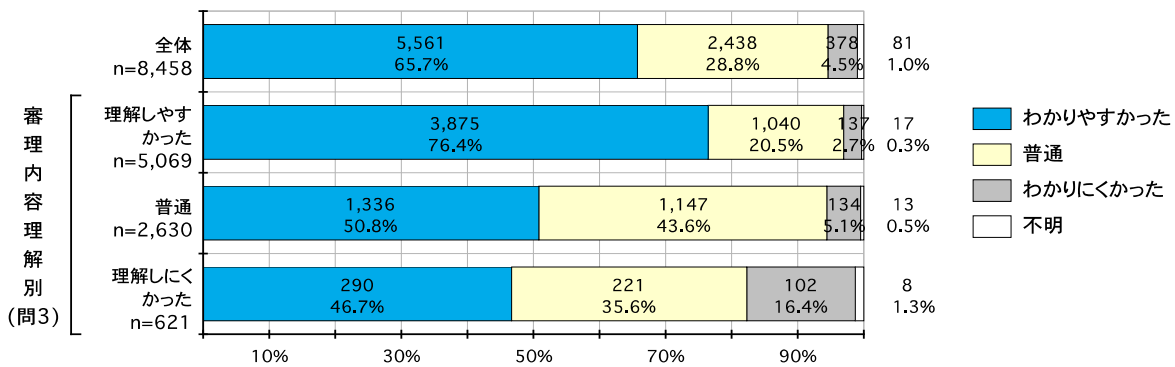


図1-3-7-2 法廷での弁護人の説明等のわかりやすさ (審理内容理解別)

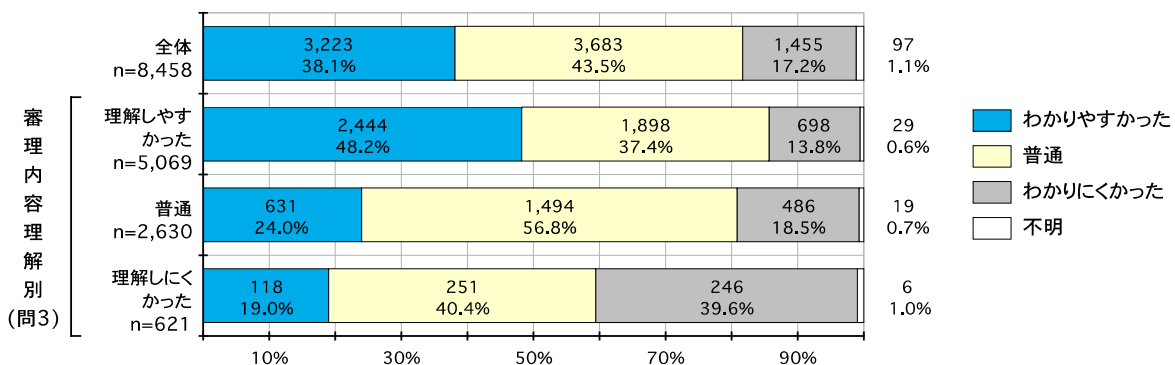
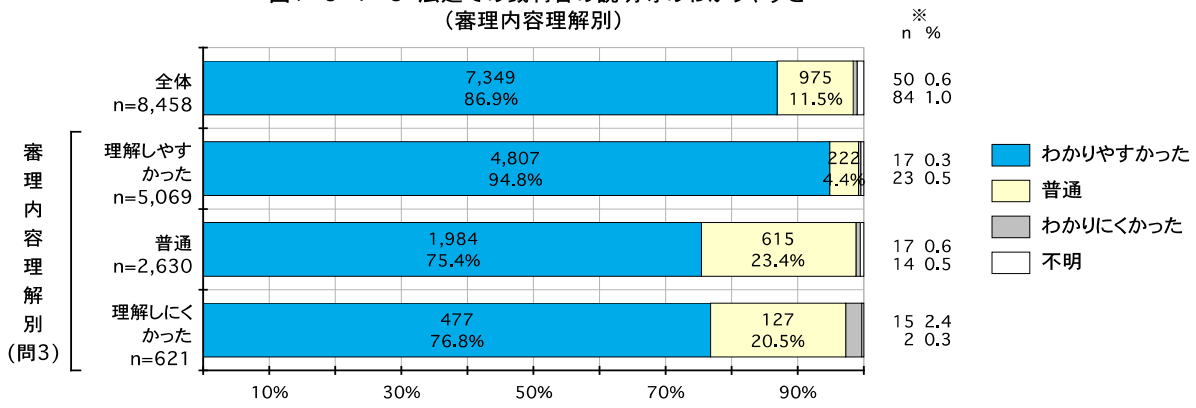


図1-3-7-3 法廷での裁判官の説明等のわかりやすさ
(審理内容理解別)



※数値の上段は「わかりにくかった」、下段は「不明」